

承認法人に関する申出書

令和 年 月 日

鹿児島市選挙管理委員会委員長 様

申出者 政党その他の政治団体の名称

代表者の氏名

印

主たる事務所の所在地

電話番号

閲覧事項を下記の法人に取り扱わせる必要があるため、法第28条の2第7項の規定に基づき、下記のとおり申し出ます。

1 法人の名称	
2 法人の代表者の氏名	
3 法人の主たる事務所の所在地	
4 法人に閲覧事項を取り扱わせる事由	(その必要性等について具体的に記載すること。)
5 承認法人閲覧事項取扱者の範囲	
6 法人における閲覧事項の管理の方法	(管理体制や廃棄の時期、方法等について具体的に記載すること。)
7 閲覧者に関する事項	(法第28条の2第9項において読み替えて適用される同条第1項の規定により承認法人閲覧事項取扱者を閲覧者とする場合には、当該閲覧者が法人の役職員又は構成員であって当該法人が指定する者である旨を記載すること。)

〈 記 載 例 〉

承認法人に関する申出書

令和〇〇年 〇月〇〇日

鹿児島市選挙管理委員会委員長 様

申出者 政党その他の政治団体の名称
〇〇 〇〇後援会
代表者の氏名 〇〇 △△

印
印

主たる事務所の所在地
鹿児島市山下町11番1号
電話番号 △△△-△△△△

閲覧事項を下記の法人に取り扱わせる必要があるため、法第28条の2第7項の規定に基づき、下記のとおり申し出ます。

1 法人の名称	××リサーチ株式会社
2 法人の代表者の氏名	×× 〇〇
3 法人の主たる事務所の所在地	鹿児島市山下町〇-〇-〇
4 法人に閲覧事項を取り扱わせる事由	(その必要性等について具体的に記載すること。) 後援会事務局においてデータ整理を行う時間がないため。 当該法人はデータ処理業務に精通し、情報セキュリティー体制も整えられており、信頼できる。
5 承認法人閲覧事項取扱者の範囲	情報処理部情報処理課
6 法人における閲覧事項の管理の方法	(管理体制や廃棄の時期、方法等について具体的に記載すること。) 閲覧事項については、情報処理課長を取扱責任者とし、課員のみの取り扱いとする。 データファイルは、パスワードにより他者の閲覧を制限し、USBなどによる閲覧事項に係る電磁情報の持ち出しは禁止する。なお、業務終了後ファイルは消去し、出力した関連書類は溶解処理を行う。
7 閲覧者に関する事項	(法第28条の2第9項において読み替えて適用される同条第1項の規定により承認法人閲覧事項取扱者を閲覧者とする場合には、当該閲覧者が法人の役職員又は構成員であって当該法人が指定する者である旨を記載すること。) 閲覧者は法人の構成員であって、当該法人が指定する者である。